

議案第五号

三朝町税条例の一部を改正する条例について

三朝町税条例の一部を別紙のように改正するものとする

昭和三十七年三月十日提出

三朝町長 坂出 雅 子

昭和三十七年三月十七日原案可決

三朝町議会議長 矢田 秀 雄



三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例の一部を次のように改正する。

第十八条の二中「第二十三号」の下に「。以下「施行規則」という。」を加える。

第二十七条から第三十条までを次のように改める。

第二十七条から第三十条まで

削 除

第三十三条から第三十五条までを次のように改める。

(所得割の課税標準)

第三十三条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額による。

2 前項の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定（所得税法第十七条の規定を除く。）による。所得税法第九条第一項の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算の例によつて算定する。

(世帯員が資産所得を有する場合の所得の計算等)

第三十四条 生計を一にする次の各号の一に掲げる親族のうち世帯員が資産所得を有する場合においては、主たる所得者及び世帯員に課すべき所得割の額は、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「令」という。）第四十八条の六に規定するもののほか、所得税法第十一条の三第一項の規定の例によつて算定する。この場合においては、同条第二項、第五項及び第七項の規定を準用する。

一 夫と妻

二 父又は母とその世帯に属する子

三 祖父又は祖母とその世帯に属する孫

2 前項の規定を適用する場合には、所得税法第十一条の三第三項及び第四項の規定は、法第二百九十二条第一項第六号及び法第三百七十四条の七第八項並びに第三十四条の四の規定の適用について準用する。

(所得控除)

第三十四条の二 所得割の納税義務者については、法第三百七十四条の二の規定により、その者の前年の総所得金額(総所得金額中に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第九条第一項第五号の規定によつて計算した金額から当該給与所得に係る収入金額の百分の五の金額(その金額が二万円をこえるときは、二万円)を控除した金額によるものとする。)退職所得の金額又は山林所得の金額から基礎控除額を控除する。

(所得割の税率)

第三十四条の三 所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分により課税総所得金額又は課税退職所得金額を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を順次適用して計算した金額の合計額と、同表の上欄に掲げる金額の区分により課税山林所得金額の五分の一の金額に区分し、当該区分に応ずる当該率を順次適用して計算した金額の合計額に五を乗じて得た金額との合計額によつて課する。

万円以下の金額

百分の

| | | |
|----------|-----|---|
| 万円をこえる金額 | 百分の | 五 |
| 万円をこえる金額 | 百分の | 四 |
| 万円をこえる金額 | 百分の | 三 |
| 万円をこえる金額 | 百分の | 二 |
| 万円をこえる金額 | 百分の | 一 |
| 万円をこえる金額 | 百分の | 九 |
| 万円をこえる金額 | 百分の | 八 |
| 万円をこえる金額 | 百分の | 七 |
| 万円をこえる金額 | 百分の | 六 |
| 万円をこえる金額 | 百分の | 五 |
| 万円をこえる金額 | 百分の | 四 |
| 万円をこえる金額 | 百分の | 三 |
| 万円をこえる金額 | 百分の | 二 |
| 万円をこえる金額 | 百分の | 一 |

2 前項の「課税総所得金額」、「課税退職所得金額」又は「課税山林所得金額」とは、それぞれ前条の規定による控除後の前年の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額をいう。

(変動所得又は臨時所得がある場合の税額の計算)

第三十四条の四 前年において、漁獲から生ずる所得、原稿若しくは作曲の報酬による所得又は著作権の使用料による所得(以下本条において「変動所得」という。)の金額(前年前二年内に生じた変動所得の金額があるとき

は、前年の変動所得の金額が、前年前二年内に生じた変動所得の金額の合計額の二分の一をこえる場合の変動所得の金額に限る。及び役務の提供を約することにより一時に取得する契約金に係る所得その他の所得で臨時に発生するものうち、令第四十八条の八に規定するものの金額の合計額が総所得金額の百分の二十以上である場合において、施行規則第五号の二様式による申告書を提出したときは、当該納税義務者の総所得金額に対する所得割の額は、前条の規定によつて計算した金額によらず、所得税法第十四条の規定の例によつて計算した金額による。

(簡易税額表)

第三十四条の五 所得割の納税義務者で課税総所得金額(前条の規定による申告書の提出があつた場合においては、同条の規定により所得税法第十四条の規定の例によつて計算した同条の調整所得金額。以下本条において同じ。)又は課税退職所得金額がそれぞれ百万円以下のものに対して課すべき総所得金額(前条の規定による申告書の提出があつた場合においては、同条の規定により所得税法第十四条の規定の例によつて計算した同条の調整所得金額)又は退職所得の金額に対する所得割の額は、前二条の規定によつて計算した金額によらず、その者の課税総所得金額又は課税退職所得金額に応じ、別表第一に定める金額による。

2 所得割の納税義務者で課税山林所得金額が百万円以下のものに対して課すべき山林所得の金額に対する所得割の額は、第三十四条の三の規定によつて計算した金額によらず、その者の課税山林所得金額に応じ、別表第二に定める金額による。

(法人税割の税率)

第三十四条の六 法人税割の税率は、百分の九七

とする。

(税額控除)

第三十四条の七 所得割の納税義務者が扶養親族(青色専従者給与額の支給を受ける者を除く。)を有する場合には、当該扶養親族の数に応じて次に掲げる金額当該扶養親族一人について、 円 を、その者の第三十四条の三から第三十四条の五までの規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 所得割の納税義務者が青色専従者給与額の支給を受ける者又は事業専従者を有する場合には、当該青色専従者給与額の支給を受ける者一人について、 円 を当該事業専従者一人について、 円 を、その者の第三十四条の三から第三十四条の五までの規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

3 所得割の納税義務者が障害者である扶養親族を有する場合には、当該障害者一人について、所得割の納税義務者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合においてはそれぞれ当該納税義務者について、 円 を、その者の第三十四条の三から第三十四条の五までの規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(所得の計算)

第三十五条 第二十三条第一項第一号の者に対して所得割を課する場合には、次の各号に定めるところによつて、その者の第三十三条第一項の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額を算定する。

- 一 その者が所得税法第二十六条第二項若しくは第二項の確定申告書若しくは同法第二十七条第一項若しくは第二項(同条第三項及び第五項において準用する場合を含む。)の申告書を提出し、又は政府が同法第四十四条の規定によつて総所得金額、退職所得の金額若しくは山林所得の金額を更正し、若しくは決定した場合においては、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額を基準として算定する。ただし、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額が過少であると認められる場合には、自ら

調査し、その調査に基づいて算定する。

二 その者が前号の申告書を提出せず、かつ、政府が同号の決定をしない場合においては、自ら調査し、その調査に基づいて算定する。

第三十六条中「規定する計算」を「規定する所得の計算」に改め、「所得税額を算定して」を削り、同条の次に次のように加える。

(町民税の申告)

第三十六条の二 第二十三条第一項第一号の者は、三月二十日までに、施行規則第五号の四様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第三百十七条の六第一項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において給与の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたもの(以下、本条において「給与所得以外の所得を有しなかつた者」という。)及び前年の合計所得金額が一〇万円以下である者については、この限りでない。

2 前項の規定によつて申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が一〇万円以下である者(県民税所得額について、青色専従者給与額を必要経費に算入しようとする者若しくは事業専従者控除額の控除を受けようとする者若しくは雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額若しくは生命保険料控除額の控除を受ける者)若しくは施行規則第二条の二の表の上欄に掲げる者を除くが提出すべき申告書の様式は、施行規則第二条第二項ただし書の規定により、町長の定める様式による。

3 町長は、法第三百十七条の六第一項の給与支払報告書が二月末日までに提出されなかつた場合において、町民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得以外の所得を有しなかつた者を指定し、その者に第

一項又は前項の申告書を町長の指定する期限までに提出させることができる。

4 給与所得以外の所得を有しなかつた者（前項の規定によつて第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、県民税所得割について雑損控除額若しくは医療費控除額の控除又は法第三百十三条第八項に規定する純損失若しくは県民税所得割について法第三十二条第八項に規程する雑損失の金額の控除を受けようとする場合においては、三月二十日までに、施行規則第五号の五様式又は施行規則第五号の様式による申告書を町長に提出しなければならない。

5 第一項ただし書に規定する者（第三項の規定によつて第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は県民税所得割について雑損失の金額がある場合においては、三月二十日までに、第一項の申告書を町長に提出することができる。

6 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第二十三条第一項第一号の者のうち前年中において給与所得又は退職所得（所得税法第九条第一項第六号に規定する退職所得（同条第二項において退職所得とみなされるものを含む。）をいう。）の支払を受けたものに、所得税法第六十二条第一項の規定によつて交付されるべき前年の所得に係る源泉徴収票又はその写を提出させることができる。

7 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第二十三条第一項第二号の者に、三月二十日までに、賦課期日現在において、村内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

8 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第二十三条第一項第三号又は第四号の者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から二十日以内に、その名称、代表

者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該
該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることとすることができる。

(所得税に係る更正又は決定事項の申告義務)

第三十六条の三 第二十三条第一項第一号の者は、所得税法第二十七条第一項又は第二項(同条第三項及び第五項
において準用する場合を含む。)の申告書を提出した場合又は所得税法第四十四条第七項の規定によつて更正若
しくは決定の通知を受けた場合においては、第三十六条の規定を適用して町民税を課していた場合を除き、その
申告書を提出し、又はその通知を受けた日から十日以内に施行規則第十七号様式による申告書を町長に提出しな
ければならない。

(町民税に係る不申告に関する過料)

第三十六条の四 町民税の納税義務者のうち第三十六条の二第一項、第二項若しくは第三項の規定によつて提出す
べき申告書を正当な理由がなく提出しなかつた場合又は同条第七項若しくは第八項若しくは第三十六条の三の
規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなく申告をしなかつた場合においては、その者に対し、三
万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、状況により、町長が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発行の日から十日以内と
する。

第三十九条を次のように改める。

第三十九条 削 除

第四十三条 第一項中「第二十八条」を「第三十六条の三」に「第三十五条」を「第三十五条第一号ただし書若しくは第二号」に改める。

第六十二条を次のように改める。

(固定資産税の税率)

第六十二条 固定資産税の税率は百分の二、〇とする

但し国際観光ホテル整備法に基く登録旅館が、その用に供する家屋の登録部分については百分の一、八とする

第四百四十四条を次のように改める。

(所得割額)

第四百四十四条 前条の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という)第三百十四条の二第一項ただし書に規定する総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額から同項各号の規定による控除した後の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額を課税標準とし、これに第四百四十六条の税率を乗じて算定する。

「法第二百九十二条第四号ただし書の課税総所得金額」を「法第三百十四条の二第一項ただし書に規定する総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額から同項各号の規定による控除をした後の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額。」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の町税条例の規定のうち、個人の町民税に係る規定は昭和三十七年度分の個人の町民税から適用し、昭和三十六年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。